

## 〔学説研究〕

「柳田國男」——屋敷と家族に関連して——

—

柳田國男の屋敷と家族についてのとらえ方を整理する場合、柳田が一九〇四年一月から四月にかけて『中央農事報』第四六、四八号に寄せた「中農養成策」のなかで「村の耕地は、村に属するといふ旧時代の思想」（藤井隆至編『柳田國男農政論集』法政大学出版局、四二頁、傍点原文）といい、また一九〇九年七月の第一回地方改良事業講習会での講演「農業経済と村是」（のち、『時代と農政』聚精堂、一九一〇年一二月、に収録）において「本来『村の土地は村で利用する』と云ふ思想は歴史上の根拠を持つ」（『定本柳田國男集』八以下『定本』と略記）第一六卷、一五頁）と述べている文脈のからみでみて行く必要がある。また、そのさい柳田が村について「民居の一集團即ち宅地の有る部分のみ」をいい、「村民が耕作する田畠乃至は其利用する山林原野は則ち単に其村に属する土地である」（『定本』第一六卷、一五頁）るにすぎなかったとしているところにも注目しなければならない。なお、柳田はここにおいて宅地を屋敷と同じ意味で用いていることが窺

える。

ところで、このような屋敷＝宅地の所有もしくは保有の主体は家族という意味での家であるが、それは一九二六年四月に早稲田大学講義録として出された『日本農民史』（刀江書院、一九三一年二月）において示された「労働団即ち家族」（『定本』第一六卷、一七六頁）であり、また、一九二七年九月から一九二八年五月にかけて刊行された『農政講座』二、三、四（農政研究会）所収の「農村家族制度と慣習」のなかで「農業にはもっぱら賃銀の要らない労働組織があつた」（『定本』第一五卷、三四二頁）としているところの労働組織ということが出来る。いわば実態としての家である。

ただし、柳田がこうした形で実態としての家について明確な発言をするようになるのは、農民史研究に力を注いだ一九二〇年代後半からであり、前記のような村の定義を行っていた当時は一九〇二年一二月刊行の『最新産業組合通解』（大日本実業学会）の自序において、農民の離村・脱農について触れたところで、「国力の根底を動揺せしむるは勿論、個々の家族に就いて言ふも、此

岩 本 由 輝

転住の多数は或意味に於ては家道の零落なり、祭祀の滅絶なり」(『定本』第二八巻、四頁)といい、また、一九〇六年六月の大日本農会第百四回小集会における講演「田舎対都會の問題」(のち、前掲『時代と農政』に収録)において、「家の永続」をとりあげたところで、「家」を「祖先が繁榮せしめんと欲した意思」を代々の「子孫」が伝えて「行ふ」機構であり、「各人」が「其祖先」と「聯絡」を持つということで「家の存在」を「自覚」することが、「個人と国家との連鎖」(『定本』第一六巻、三八〇九頁)としての役割を果たすものであるとしていたことからわかるように、觀念としての家、つまり系譜としての家がつねに念頭には置かれていたようである。しかし、柳田にとって実態としての家は、労働組織としてのそれといった視点は必ずしも明確でなかったにせよ、屋敷Ⅱ宅地の所有あるいは保有を考えると、莫然としたものではあってもそうした視点での家の認識はあったとみることはできよう。

## 二

ところで柳田が屋敷あるいは宅地についての所見を示した最初は、一九〇九年二月の統計協会での講演「町の経済的使命」(のち、前掲『時代と農政』に収録)においてであった。そこにおいて柳田は、「武威平原」の「Intercanal」の道路が横切つて居るため「民家」が「必ず道路の両側に併立して居る」「村」における屋敷のあり方について触れ、「普通三畝か四畝」の「地割」を

「一戸分」の「屋敷地」として有する「農家」は、「乾場用の空地を家の後の方へ廻して、ずつと路傍へ乗出し」ていることから、屋敷の形状は「細長きこと刺身の如く」(『定本』第一六巻、五四頁)であったといっている。つまり、柳田は、屋敷が家屋の敷地であるとともに、農産物の乾燥など、農作業上不可欠の場所であったことを明らかにしている。

ついで、前掲「農業経済と村是」において、柳田は屋敷Ⅱ宅地に関して関東の村と上方の村とを比較し、「関東では宅地の周囲には樹木があり畠があり、村は一言でいへば青いといふ感じを与へ」るのに対し、「上方では純然たる農村でも人家が密集し、樹木が少なく、白壁や瓦屋根が露出して居」り、「一言にいへば白」といふ感じであ」(以上、一八頁)るという。そして、その違いの理由として、柳田は、「所謂寛郷であ」った関東では「土著の当時たつぶりの屋敷の地割を致し」たからであるということを手挙げ、「後日之を田畠に開」いても「概して屋敷が広く且つ互に離れてを」(同上、一八頁)るということになつたのであるとする。このように屋敷の地割のなかにあとから田畑が開かれるという事實は、屋敷ということばが村のなかで集落を意味するほどに広い地名として存在したり、垣内ということばが非常に多義的な内容を持つものであることを解く鍵を提供してくれよう。そのさい、柳田は「下総の原野地方の村」を例とし、ここでは「家のめぐりに畠があり、之を竹藪で囲ひ、桐や榎まで其中に栽ゑて宛然一つの森のやうな宅地がいくらかもあ」るとし、「建物の軒先から

数歩ならずして凡て田になつて居るほど「よく開けた上方」の「殆ど穀物の乾燥場も無」(同上、一八頁)い状態との対比を行なっている。ここで下総の村というのは、柳田が少年期をすごした利根川河畔の布川や布佐におけるそれをふまえてのことであろうし、上方の村は柳田の生家のあった兵庫県内陸部の辻川あたりのそれを脳裏に描いてのこととみて差支えあるまい。とにかく柳田にとって理想的な屋敷Ⅱ宅地とは、家屋の敷地のほかに穀物の乾燥場や畠や竹藪や居久根林を持つものであり、せめて穀物の乾燥場だけは欠かせないと考えていることがわかる。だから、柳田は屋敷Ⅱ宅地に穀物の乾燥場のとれない上方では、「水田は大抵排水が出来て穀物の調製までに田を使ふ所があ」り、また「麦秋には田が水に成つて居」るためにそこが使えなかつたことから、「道路の上で裸麦の稈を簾る為に通行に難渋することなどがあ」(同上、一八頁)るといい、屋敷Ⅱ宅地の重要な機能の一つである穀物の乾燥場としてのそれが水田や道路に延長されることがあることを明らかにするのである。

さらに、一九一一年に作られていた草稿「美濃越前往復」(のち、『北国紀行』実業之日本社、一九四八年一月)のなかで、柳田は「一団の民居及び田畑の集合をカイツと謂へり」として、「カイツは即ち垣内にて、本来は一人の地主、又は一家の家長が持つてゐた名残かと思はる」(『定本』第三卷、一八五頁)と述べ、垣内に屋敷の意のあることがほのめかされている。

### 三

柳田が屋敷Ⅱ宅地についてさらに明確な規定を行なつたのは、一九一三年三月刊行の『郷土研究』第一巻第一号所載の「宅地の経済上の意義」という小文においてである。柳田はその書き出しで、「経済の学者が米作を農業の如く考」え、「地方道を説く人々」が「田の事ばかりに重を置く」だけで、「畠の問題にさへ甚疎」く、「況や宅地の如きは単に農民の容器ぐらゐに考」(『定本』第二九卷、三九五頁)えているにすぎないことを批判している。

これは屋敷Ⅱ宅地の重要性を説くことを目的とした発言であるが、同時に、柳田自身も結局、民俗学を大多数のごく普通の農民を意味する常民の学問として確立する過程で免れることができない水田中心史観への早い時期での批判の一つといえようし、また、当時の柳田がみずからの考察の主眼を少数というよりもすでに実在の証明すら覚束なかつた山人においていたことと決して無縁ではあるまい。そして、柳田は「単に農民の容器ぐらゐ」にしかみられていない屋敷Ⅱ宅地を、「少くも中世の百姓」は「其生活上非常に重要なものと認め」(同上、三九五頁)ていたとして、そのゆえんとするところを経済的意義という形で説いているが、それを整序的にみて行くことにしよう。

柳田はまず第一に、

屋敷は常に住宅の敷地の用を為すのみでは無く、又物置物乾の場所であるのみならず、其外に必多少の余地があつて之を生

産の用に供することが出来た。所謂五畝の宅之に樹るに桑を以てせば五十の者以て帛を衣とすべし、我邦でも夙くより屋敷に桑を栽ることを奨励せられた。次には柿栗の類の果樹で、砂糖の無い時代の必要なる食料である。更に又瓜や菜を作る。令の規定に於ては園地は宅地の外ではあるが、法律上の取扱は全然之と同様で、田地と違つて年期割替の制度もなく、戸の存在と終始して居るのみならず、其割替には原則として屋敷の地続を給せられあること近世の所謂汁実畠と同じかつたらしく、後には屋敷と云へば幾分の畠地も附属して居ることとなつたやうである。其為であるか否かは知らず、今日も如何に窮屈な村方でも百姓家の端には必地味と日当の良い番のしやすしい往復の最も楽な些の畠があるのが普通である。野方場の在方の旧家とも云はれる家では、其地面が存分に取つてある。竹も筒も桐も榎も榎も松杉も屋敷の中から生産する。村に由つては長百姓の垣内には所謂門田があつて、飲水の余を以て之を澆ひ、正月の餅米だけは此で作る者もある(同上、三九五〜六頁)。

という。これは屋敷Ⅱ宅地の利用に関するものであり、「住宅の敷地」としての機能と「物置物乾の場所」としての機能がまず出てくる。そして、「物置物乾の場所」というのは、屋敷Ⅱ宅地のうち、ツボとかホカとかシロとかニワなどと呼ばれる部分がこれにあたる。しかし、これらのことばは決して一義的ではなく、ニワという場合、住宅のなかの土間の部分をさすこともあるし、ツボも建坪というとき、住宅をはじめ建物の建っている部分そのもの

のといふことになる。つぎに、屋敷Ⅱ宅地のうちには「生産の用に供」される部分として「園地」や「汁実畠」に關することが述べられているが、ソノとかロヂとかオオジとかセンダイとかセンザイと呼ばれる部分である。現在でもロヂ栽培とかロヂ野菜とかロヂモノといふことがある。さらに、このロヂとかオオジとかセンダイとかセンザイは、屋敷内の野菜畠ではなしに、とくに植えこみの部分をさして呼ぶこともあり、それがまたニワと稱されることもある。このほか屋敷Ⅱ宅地の外縁部に、とくに防風のために樹木の植えられている部分があるが、これがイグネあるいはイグネバヤシであり、やはり屋敷Ⅱ宅地のうちである。なお、柳田はここにおいて垣内(カイト)にも屋敷Ⅱ宅地の意味がある場合を挙げているが、このカイトといふことばの意味するところは難しく、屋敷Ⅱ宅地とはむしろ無縁の耕地や山林を意味することばとして用いられている地方も多い。そして、同じことは屋敷あるいは坪といふことばが地割された屋敷Ⅱ宅地よりずっと広い村のなかの一區画、集落をさすものとして用いられている場合についてもいえるが、それはつぎにみる屋敷Ⅱ宅地にもなる権利に關する柳田の説明によつて理解が可能になつてくる。

柳田の説明とは、

数ふべき屋敷の有難味は所謂惣山物敷に對する権利である。此が多くは屋敷の居住権に伴つて居た。家用の薪、家畜の秣、屋根葺替の茅、時々の建築修繕に要する木材、農具器物を作るべき木や石は、個々の屋敷に住む者にして始めて採取すること

が出来た。のみならず惣山を開拓することは黙つて居れば惣百姓の権利である。用水排水の工事などに多くの資本が入るやうになる迄は、山野は専惣開であつた。必要な労力は賦役として出さゝれる代には、子孫に至るまで其分配に対して一本の鴈を持つて居た。鴈所跡の田地の如きも其屋敷の承継人が出来るまでは村の惣作に付するのが近い頃までの慣例であつた。税が重くして後にはそれが連帯の義務になつたが、以前は疑もなく其村に屋敷を持つ者の共有の権利であつた。此等の点から見て昔の農夫が宅地などはどうでもよいと言はなかつた事情がよく分る。又最初から一の屋敷の主であるのと借りて住むのとの間に、借料の支払以外にどのくらゐの経済上の差別があつたかと云ふことも想像に難くない。軒役の割賦に面倒な勘定があり、地子の免除が町興行の重い条件であつた理由も皆此辺から出て来るかと思ふ。百姓屋敷の問題は地頭に取つても亦決して手輕なものでは無かつたやうである(同上、三九六頁)。

ということであつた。そして、ここからわかることは屋敷≡宅地の居住権を持つことがそのまま共有地の用益権を意味したということである。柳田が「村の耕地は村に属する」とか「村の土地は村で利用する」という思想があつたと述べた論拠はこうしたことろにあつた。村においては屋敷持でなければ一人前とされなかつたゆえんもここにある。そして、共有地の用益権が屋敷に付属するということは、ひいては田畑もまた屋敷に帰属するものであつたことにつながつて来よう。だからこそ鴈所が生じた場合、そこ

にかかわる田畑の耕作が村の屋敷持の権利であつたり義務であつたりするということにもなつたのであろう。さらに、屋敷とか垣内ということばが方言や地名などにおいて、地割された屋敷≡宅地という規模よりずっと大きい単位として扱われ、とくに垣内の場合、屋敷≡宅地と一見かわりないように見える用法があるのもこの視点に立てば理解が可能になって来る。つまり、屋敷≡宅地の経済上の意義は単に地割された空間以上のものがあつたわけである。柳田の解釈の鋭さはこうしたところに現われる。なお、ウダツがあがらぬということばがあるが、これはウダツが屋敷持であることを示す標徴としてあげられたのであり、借地者であるかぎりはそのをあげることができなかつたことに由来している。ウダツは、町と村とでは様式を異にしているが、いずれにせよ要するに屋敷持のみが社会の一員として一人前であることがこれによって示されたのである。ただし、ウダツは家屋が軒を接して並ぶ町場において歴然とした意味を持ったのである。

したがって、よそから来た者が村の中に最初に屋敷を取得することは容易なことではなかつた。そのことについて柳田は、昔は我々の中に盛に行はるゝが如き土地の貸貸借と云ふものが一向に無かつた。人が一処に起臥の場所を定め妻を持ち子を育てんが為には、是非とも誰かに奉公して其主人から土地を使はせて貰はねばならぬ。一旦の住所を失へば代を見付けることは容易で無いから、宅地の使用権は極めて永く且つ安全なものであらねばならぬ。従つて始めて之に有附くことは簡単な手続

きでは無かつた(同上、三九五頁)。

と述べ、さらに、垣内のうちに、いわゆる門田を持つような長百姓の場合には、

此種の大な宅地でも又其幾分を割いて労働者の家族を安住させる。即門男若は庭子など、称する者である(同上、三九六頁)。

という形での屋敷Ⅱ宅地の配分があつたことが明らかにされている。つまり屋敷Ⅱ宅地の賃貸借がない時代、奉公人とその家族にとつて、それは主人から使わせて貰うという形で取得するものであると同時に、代替地を簡単にみつけることはできなかったから、その使用権は永く安全なものである必要があつた。そして、このような形ではあれ取得された屋敷Ⅱ宅地は定任の保証であつたが、その代償として主人に労働力を提供する者が名子や被官であつた。柳田が「農業にはもと賃銀の要らない労働組織があつた」といつているのはこうした機構もからんでいるのであり、それがそのまま家族制度であつた。そこにおいて本来オヤとは主人、すなわち労働を監督する立場にある者であり、コとは労働を監督される立場にあるものを意味したが、主人の屋敷Ⅱ宅地の一部に住む門男、庭子もそうした労働組織の一環をなすものであつた。したがつて、地名などにみる〇〇屋敷とか〇〇垣内という呼称は親百姓としての本家を中心に従属的な子百姓が配された一區画と考えることができ、そのような視点に立てば、地割された屋敷Ⅱ宅地とは異なるようにみえる屋敷や垣内の性格もおのずと明

らかになってくる。

#### 四

柳田は一九一三年五月の『郷土研究』第一卷第三号所載の「屋敷地割の二様式」において、屋敷Ⅱ宅地の地割のあり方に関連して、「町は要するに或特定の目的の為に区割せられたる村の一部分である」としていた従来の見解を若干訂正する必要があると述べ、「宅地其物の形状若くは排列の点から見れば、村と町とは根本の差異がある」から、「村の中には如何に発達しても其儘町とは成り得ない種類がある」(『定本』第二九卷、三九七頁)ことを指摘する。柳田はその理由として「昔の語では村とは民居の集団を意味し、田や畑や山や原野は単に村の地であつて村其物では無いからである」(同上、三九七頁)ということを挙げる。この「民居の集団」を「村」とし、「田や畑や山や原野」は「村の地」ではあつても「村」そのものではないという把握が重要なのは、そのことから屋敷なり垣内ということばが屋敷Ⅱ宅地として目に見える以上の広がりをもつて「村の地」である「田や畑や山や原野」を含むものとして用いられるゆえんが明らかにされるとともに、村の田畑山林原野の用益権が屋敷持ということに由来して発生するものであることが確認できるからである。

こうして柳田は「村の中には町となり易かるべき村と町と成り難かるべき村との二種類があつた」とみ、その違いは「屋敷地割の様式、従つて開発企画者の労力及資本に対する地位」(同上、

三九八頁)の差によるものであるという。そして、柳田は、その差を「一の莊園を大な一個の農場で経営するか、或は数十の小さな中心に分配するかの違いに由つて、始から」生じた「村の形」の「逆」いであるともなし、「後世の総受新田のやうに、一家一村から分れた一団の百姓で其間に主従上下の關係の無い者が共同して開発する場合にも、農作の中心が分立する点は同じである」が、「村の形を円くするときには勢耕地に近い家と遠い家が出る」から、「それを避けんとすれば地面を何番にも細別して点々に持たねばならぬ」ことになり、「何れにしても往復の労力の損である」という指摘を行ない、そのため「なるたけ村の形を細長くして屋敷の耕地に接する面を多くするのである」と述べ、その結果として村に「円い」と「長い」(同上、三九八〜九頁)ものがあるのであると説明する。

さらに、柳田は、こうした屋敷地割は「一の莊園の中」における「只の作人の部落と名主の得分」とにおいて別々の形で現われることになるとし、「名主の垣内は農僕の小屋を周囲に集めて所謂円い村を為し、其隣の作人部落では新田路の幹線に沿うてどんぐりの背競をする農家が並ぶ「長い村」(同上、三九九頁)になるという。そして、長い村は「平和の経済」のもとではそのまま町になるのに対し、円い村は「よほど宅地の大割替をせねば市も立て得ず往來の道路も導き得ない」(同上、三九九頁)ことになるという。

こうして柳田は円い村の事例として、伊豆大島の本村(新島村)

を挙げ、そこでは「百二十戸の家が僅五番地に分れて居」り、「一筆の大な宅地は路を以て囲まれ、それ〴〵沢山の小宅地が各側面から入袖になつて箱入」し、「明治の世に分筆して何番地の一、何番地の二と独立したが、もとは本家の屋敷の片端に尻を差して住んで居た従属者である」(同上、三九九頁)という形がみられるという。これに対して長い村の事例の一つとして挙げられた周防玖珂郡藤河村大字御荘では、「丘に沿うた片側家並で、一軒前の間口は一定し、屋敷の後の新山から前は道路を隔てたる菜園、溝を越えての田地まで、同じ幅で突通した土地が一戸の持分であつた」という状況が、また、同じく長い村である武蔵南多摩郡鶴川村大字小野路では「家は谷底の道路の両側に竝を連れ、各戸の持地は細長く後の岡の上まで間口の幅で通つて居る」(同上、三九九頁)ことが明らかにされる。そして、一九一三年一〇月の『郷土研究』第一巻第八号に寄せた「規則正しい屋敷地割」においては、やはり長い村の事例として、栃木県芳賀郡益子町大字端では、「村の道路」は「広く且つ真直」で、「屋敷の形」は「皆方形である」り、「其一軒前の面積は中々大」きく、「両側とも奥行は後の新山まで打通し七八十間、間口は十九間又は其二倍か三倍である」(『定本』第二九卷、四〇一頁)という地割がみられることが示されている。

## 五

柳田の屋敷に対する見解はこのあたりまでに確定されたとみて

よからう。このあと、一九一四年四、六、九月および一九一六年二月の『郷土研究』第二巻第二、四、七号および第四巻第九号に連載された「武蔵野雑談」(のち、『豆の葉と太陽』創元社、一九四一年一月、に収録)や一九一九年七月の『登高行』第一号所載の「武蔵野雑談」および一九二〇年六月の『登高行』第二号所載の「続武蔵野雑談」(のち、ともに「武蔵野の昔」と改題し、前掲『豆の葉と太陽』に収録)などで、武蔵野の村を景観的に説明するなかで、そこにおける屋敷Ⅱ宅地のあり方に関する記述があるぐらいである。ただし、一九三五年二月の『民間伝承』第四号附録所載の「民家の座談会」で、柳田は民家にかかわる「静的なもの」として「屋敷のこと」を「第一」ととりあげるべきであるとの提言を行ない、「屋敷」、「往還から入る道」、「カイドと屋敷の周囲」、「仕事場と庭」、「母屋以外の建物—小屋」、「カマヤ・ミズヤ」(『民間伝承』第四号附録、一七頁、傍点原文)という項目を出席者とともに検討している。

なお、柳田の山口貞夫との共編になる『居住習俗語彙』(民間伝承の会、一九三九年五月)は、屋敷Ⅱ宅地にかかわる語彙の地方的な用法の多様性を知らうえで便利である。

(東北学院大学 日本経済史)